

議案第 58 号

市川市環境保全条例の一部改正について

市川市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市環境保全条例の一部を改正する条例

市川市環境保全条例（平成 10 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「同条第 4 項」を「同条第 8 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 10 項」に、「同条第 7 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 30 条第 1 号ア中「物質を」を「物質（以下「有害物質」という。）を」に改め、同号イ中「アに規定する物質」を「有害物質」に改める。

第 31 条第 2 項中「前条第 1 号アに規定する物質（以下「有害物質」という。）」を「有害物質」に、「同号イ」を「前条第 1 号イ」に改める。

第 41 条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第 42 条第 1 項中「及び同条第 4 項」を「、同条第 4 項に規定する指定施設及び同条第 5 項」に改め、「含む水」の次に「又はその汚染状態が第 30 条第 1 号イに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水」を加える。

第 44 条中「第 3 条の 4 第 1 号」を「第 3 条の 5 第 1 号」に改める。

第 102 条第 2 号中「第 2 条第 10 項」を「第 2 条第 14 項」に改める。

第 118 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の

1号を加える。

(3) 第41条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 理 由

水質汚濁防止法の改正を踏まえ、特定施設を設置する工場等から排出水を排出する者に対する排出水の汚染状態の測定結果の保存義務及びこれに違反した場合の罰則を定めるとともに、汚水流出の事故時に事業者が応急措置を講じなければならないものとして、生活環境に関する排水基準に適合しないおそれがある水の排出を追加するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。